

ハイ！消費生活相談員です



セルフエステの契約は慎重に(2026年3月号)



エステサロンの業務用機器や溶剤を使用して、消費者自身が施術を行うことをセルフエステといい、価格が安いことで人気があります。

【事例】

歯のセルフホワイトニング無料体験の SNS 広告を見て、サロンに行った。効果はあまり感じられなかったが「何回か通うと白くなる。毎月6千円で1年契約をしないか。体験当日なら1カ月5千円になる」と強引に勧められ、断り切れずに契約してしまった。帰宅後よく考えると、効果があるかどうか分からない上、仕事が忙しく継続的にサロンへ通うことは難しいため、クーリング・オフしたい旨を電話で伝えた。サロンからは「クーリング・オフは対象外である。解約すると違約金2万円が発生する」と言われた。

【アドバイス】

・エステティシャンが施術を行う一般的なエステティックサロンでは、期間が1カ月を超え、金額が5万円を超える場合、特定商取引法が適用され、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。しかし、自身でエステ機器を使用するセルフエステは、同法の対象外とされ、クーリング・オフはできません。中途解約のルールも適用されません。

・セルフエステは安価であることが多く、気軽に試しやすいですが、契約する際には契約期間や違約金の有無などをよく確認しましょう。

“無料”や“お試し価格”といった甘い言葉にご注意ください。

(参照：国民生活センター注目情報より)

消費生活に関するご相談は
草津市消費生活センターまで!

☎077-561-2353 (直通)

または消費者ホットライン ☎188

(※最寄りの相談窓口につながります)